

論説

フランス革命期の公的扶助制度の形成

——国民公会期を中心に（一）——

波多野 敏

目次

はじめに

第一章 九二年一二月——経済政策と生存の権利

第二章 九三年三月——所有と公的扶助

第一節 三月一八日農地法禁止のデクレ

第二節 三月一九日公的扶助の全般的基礎に関するデクレ

第三章 九三年四月——人権と扶助（以上本号）

はじめに

フランス革命下、一七九一年末ころからアシニア紙幣の乱発によるインフレーションやサンドマングでの混乱による砂糖の価格の上昇などから食糧問題が危機的様相を呈し始める。一七九一年末から九二年にかけて各地で食糧

暴動が起こり、その中で穀物価格の統制などが要求された。一七九二年四月からはじまった対外戦争は、緒戦の敗北によって国内の状況をいつそう危機的なものにした。国王や貴族が祖国を裏切り敵国と共謀しているという噂が絶えず、その中で民衆運動が高揚していった。七月に入り「祖国は危機にあり」という非常事態宣言が出され、月末にはプロイセン・オーストリア連合軍指揮官からパリと議會を脅迫するブラウンシュバイク宣言が発せられる。軍事的危機が深まる中で、八月一〇日にはパリのサン・キュロットによってチュイルリー宮が襲撃され、ここでついに王権は停止され、立憲君主制は崩壊した。九一年に定められた立憲君主制は崩壊し、改めて憲法を制定するために国民公会が招集された。

立法議會は王権の停止以後、九月二日の国民公会の開催にいたるまでの最後の局面で次々と重要施策をとった。この中には、八月の共有地の分割や亡命者財産の売却方法、また封建的諸税の買取方式の定めなど土地改革に関する施策や、九月の穀物の流通規制にかんするデクレなど、土地財産の配分や食糧問題など貧者の生存に関わる問題も含まれていた。その後、九月二日に開会した国民公会でも、単に形式的法的平等だけでなく実質的な経済的平等を指向した議論がさらに緊急性を増しながら続けられていく。立憲議會以来議論はされながら、具体的な制度として構築されることの無かった公的扶助制度もこうした問題と関連しながら、国民公会で制度化されていくのである。

本稿では、国民公会の下でいったん形成され、その後また変化してゆく公的扶助制度に関する法制度を、経済政策や土地政策、また人権宣言をめぐる議論などとの関連を視野に入れながら整理したい。革命期の公的扶助制度は、立憲議會以来、財産所有や自らの労働によって生きてゆくことができない者に対する援助策ととらえられており、土地政策や経済政策とも密接な関連を持って展開されている。また、生存権的な人権をめぐる議論も、財産所有や労働のあり方も念頭において議論されてきた。公的扶助制度も、こうした諸政策との関わりの中に置き直してみる

ことで、現代の社会保障制度などとは必ずしも同一ではない、一八世紀末、革命期の公的扶助制度の特質が把握できるのではないかの⁽¹⁾が、ここでの基本的な問題関心である。

また、この時期の公的扶助制度について考える際には、土地制度や経済政策との関連と同時に、アンシャン・レジーム末期からの扶助制度との関連も視野に入れておく必要がある。九三年前後の時期は、八九年あるいは九一年の体制に比べて、ブルジョワ主導の議会が、内外の反革命的な動きに対抗するために民衆層との連携を模索し、そのために実質的な平等への配慮が前面に出された時期であるとも言われる。⁽²⁾ 公的扶助制度の立法化もこうした政治的動向とは無縁ではないことは予測できるが、こうした政治状況の中で扶助制度についての基本的な考え方に変化があったのかどうかということもまた考えておく必要がある。アンシャン・レジーム末から立憲議会、立法議会での議論との比較も念頭に置きながら、この時期の扶助制度について整理してゆくことも本稿の課題となる。⁽³⁾

以下では、国民公会の置かれた一七九二年の後半から、ほぼ時系列に従って公的扶助制度の展開を、主として議会での議論と立法を中心に見てゆく。まず第一章では、一七九二年一二月の経済政策をめぐる議論の中で出てくるロベスピエールの生存権論へ⁽⁴⁾いたる議論を整理する。ロベスピエールの議論の内容についてはすでに良く知られているが、これを当時の議会の議論の中に置き直して考えることになる。第二章では、一七九三年三月の公的扶助制度の基本を定めた法について見ておきたいが、実はこの法の定められる前日には、農地法禁止のデクレが定められるとともに、当時の社会政策全般についての報告が行われており、これもあわせて見ておくことで、公的扶助制度の置かれている場を確認できるのではないかと考えている。さらに第三章では一七九三年人権宣言の議論をみておく。これに関しても四月にロベスピエールが独自の議論を展開していることは良く知られているが、この議論も、三月の法に現れている基本的な考え方や四月末の人権宣言をめぐる議論全般のなかで位置づけられる。

一七九三年六月の人権宣言までで、三月の基本法を含めて公的扶助制度に関する基本的な構造が定められる。そ

の後、国民公会は、一七九三年六月二八日に、子供・老人に対する扶助制度に関するデクレ、共和歴二年葡萄月二四日（一七九三年一〇月一日）に物乞撲滅に関するデクレ、共和歴二年花月二二日（一七九四年五月一日）には農村居住者の扶助に関するデクレを定め、アンシャン・レژیムからの教会を中心とした扶助制度に代わって国家による扶助制度を一応作り上げた。政府は、共和歴二年收穫月二三日（一七九四年七月一日）の施療院等の資産統合に関するデクレで、教会財産国有化で例外扱いにされてきた施療院などの財産を最終的に国有財産に組み入れた。ここで、一応革命期の公的扶助制度はできあがったと言える。しかし、テルミドールのクーデタ以後、扶助制度のあり方もまた大きく変化する。この変化を決定づけるのが、共和歴四年葡萄月一二日（一七九五年一〇月四日）の国民公会におけるデルクロワの批判であった。これ以後、また扶助制度は大きく組み替えられてゆき、国家が扶助に責任を持つという、革命が始まって以来の考え方が修正されてゆくことになる。第四章以下では、こうした立法について具体的に検討し、最後に若干総裁政府の時期にまで踏み込むことになるが、国民公会期に作り上げられた扶助制度がどのように修正されてゆくかということまでを見てゆきたい。

第一章 九二年一二月——経済政策と生存の権利

王権が停止されたあと、一七九二年九月に政府は経済統制の方向に舵を切った。九月三日に、一七八九年七月一四日以後、穀物の自由な流通を阻害したとして訴追された者の裁判・判決を廃止することが定められ、同一六日には、県に対して、穀物の貯蔵量を調査し、それに基づいて一定量を市場に出すべく指示する権限を与えた。⁽⁴⁾この九月一六日デクレは退蔵されている穀物を市場に流通させることによって、適切な価格で取引が行われるよう促進することを目的としていたが、県を超えた流通規制などは想定されておらず必ずしも狙った効果をもたらすことがで

きなかった。結局九月のデクレは二月八日に廃止された。国民公会では、二月八日法に関する議論が一月はじめから行われているが、この間、軍による食糧調達の必要性や各地の食糧暴動を背景にしつつ、経済政策をめぐる議論が展開された。

一月三日に農業商業合同委員会から食糧問題に関するデクレの草案が示される。これは、九月一六日デクレの流通規制を修正しつつ維持することを目的としていた。⁽⁵⁾ この報告では、穀物は、その生産状況は必ずしも全国的に悪いわけではなく、また外国から穀物が輸入されていることもあつて全体として不足しているわけではない、問題は穀物の国内流通にあるという状況認識が示される。その上で、こうした状況を作り出している原因として、第一に、一部の無政府主義者が民衆を扇動し、不当に食料価格を定めようとしており、そのために穀物の販売が滞り、市場に穀物が流通しなくなっていること、第二に、投機的な思惑をもって、穀物価格をつり上げようとして、流通させるべき穀物を退蔵している者がいるということ、この二点を挙げる。そして、これに対する対策としては、販売すべき穀物を所有している者に、それを流通させることを義務づけることと、穀物の輸出を禁ずることである。

その後、一月一六日、二九日、二月二日に議会で討論が行われ、二月三日には穀物取引の自由を主張する者とその制限を主張する者とに分かれて部会を作り、それぞれの部会から草案を提出することが決定された。二月八日には自由経済に反対する部会を代表してブフノワの報告がされたがここでは詳細な草案と呼べるようなものは提示されなかった。その後自由経済の立場からバルバルーの発言があつたあと、部会を代表してクルゼラトゥーシユの報告によって法案が提示され、これが若干修正されて採択された。最終的には、一月の提案のような流通規制を行うのではなく、より自由な流通にまかせるとして九月一六日デクレは廃止されることになった。⁽⁶⁾

クルゼラトゥーシユの法案をめぐる、九月の流通規制を修正・維持しようとする者と、自由な流通に戻そうとする者との間で論争が交わされる。中心的な問題は、買い占め等の投機的な思惑によって実際に穀物が隠匿され

ておりそれによって価格が高騰していると見るか、買い占めなどの操作によって価格をつり上げることは不可能であるかという現状認識の違いであり、投機的な動きに対してどのような対処をするのかというのが議会で議論の基本的な対立点であった。また、この論点以外にも、穀物価格の高騰の原因などをめぐりどのような状況判断をしているか、輸出入をどうするか、周辺諸国を含めたこれまでの経済政策の評価、あるいはアダム・スミスやチュルゴなどの経済学者の理論とその理論の現状への適用可能性などさまざまな議論が展開されており、論点は多岐にわたっている。

一方で、議会外で求められていたような穀物価格の公定という点にまで踏み込んで規制すべしという考え方はこの段階での議会の議論には出てこないだけでなく、各地の食糧をめぐる混乱の中で要求され、ときには実力で行われていた価格の公定に対しては、議会は明確に反対の姿勢を取っている。買い占めを行わないために流通規制を主張するブフノワは一月一六日の発言の中で「賃金とバランスの取れた食料価格を維持するのは買い占めを破壊することによってのみ可能である」と述べる。流通を規制するにしても、規制によって穀物価格を公的に定めようというのではなく、買い占めによって退蔵されている穀物を市場に流通させ、穀物の自由な流通を確保することによって、賃金労働者の賃金と食糧価格がバランスのとれた妥当な水準に調整されることを目指すという点については議会内では基本的に合意されている。

自由な流通を確保することによって賃金と食料価格のバランスを取るとするのは、チュルゴ以来の自由主義的経済政策の根本にある考え方である。この一七九二年末の議会の議論には直接かわっていないが、チュルゴの自由主義経済政策を継承するコンドルセも革命以前の著作において、自由主義経済の基本的な目的として賃金とバランスのとれた価格で安定的に食糧を供給することを論じている。⁷⁾ 賃金によって生活する者が安定して食糧を確保できるようにするという、国民一人一人の生存への配慮は、一定の経済規制を求める者にとっても、自由主義的な経済

運営を主張する者にとっても、議論の基礎として共通していると言える。

こうした議論の中で一月二十九日のサン＝ジュストの議論は、買い占めよりもむしろアシニア紙幣の乱発によるインフレーションに力点を置いている点でやや特殊である。⁽⁸⁾ サン＝ジュストは、現在の経済状態が問題を抱えているとすれば、それに対処するにはその原因に対して正確に対処しなければならないと言う。現在のフランスの穀物不足が自由の欠陥によるものでなければ、あるいは人々が目を向けていない原因が自由の欠陥をもたしているとしたら、穀物取引の自由について議論しても空しいだけである。そして、穀物取引のシステムを混乱させているのは、「並外れた表徴の発行」である。「立法者は国のすべての生産物を計算し、表徴はこの生産物を表現するようにしなくてはならない。しかし、土地と土地から生まれる生産物を表現すると、均衡は破れ、ものの価格は五割増になる。土地を表現するのではなく、生産物だけを表現しなければならない」と、アシニア紙幣が土地の価値を表象していることを批判し、「われわれの経済の欠陥は表徴の過剰であるのだから、これ以上大きな価値の低下を招かないように、表徴を増加させないように努めなくてはならない」として、アシニア紙幣の乱発が経済的混乱を生み出している」と指摘する。そして亡命者財産の売却によって債務を返済すること、地租を現物納にして公設倉庫に保管し、また、未払い金を支払う手段をとること、穀物の自由な流通についての通達を作成し共和国のすべての地方に公示すること、穀物の国内流通は自由であり、またこれを輸出する者に対しては死刑を科すこと、河川通行の自由に関する法律を作り、取引の自由を人民の監視下におく法律を作成すること、土地の価値は取引において表わされないという原則を確認することを提案している。⁽¹¹⁾

サン＝ジュストは発言の冒頭「わたしは委員会の見解をとらない。わたしは商業に関する暴力的な法律を望まない」と述べ、むしろ自由主義的な政策を支持している。

多くの問題は甚だしく混乱した無秩序に由来する。その源はわれわれの経済システムの欠陥に求めるべきである。食糧にかんする法律が求められる！その点について法を定めることは決して賢明ではない。豊かさは良き行政の果実であり、われわれの行政には欠陥がある。……わたしは食糧問題を有効に論じるのに詳細にわれわれの経済の欠陥に立ち入らないわけにはいかない。⁽¹²⁾

ここでサン・ジュストは食糧問題を行政的な管理あるいは経済の問題としてとらえており、法的規制の問題として考えるのは適切ではないと考えている。しかし、共和国の形成には食糧問題の解決は避けて通れない課題である。経済の混乱を解消するには共和国を形成し一定の秩序を生み出すことが必要であるが、人々が不幸であつては共和国を打ち立てることもできない。

幸福でない人々は祖国を持たない。あなた方が共和国を打ち立てたいならば、人々を腐敗させる不安定で不幸な状態を取り除くことに心を砕かなくてはならない。あなた方が共和国を打ち立てたいのならば、人々が徳を持つ勇氣を持てるようにしなくてはならない。誇り無くして政治的徳は無く、窮乏状態で誇りは持てない。秩序を期待してもそれは空しい。良き法律の庇護の下に秩序を生み出すのはあなた方なのである。⁽¹³⁾

ここで法律というのは、個別的な食糧問題に関する法律ではなく、共和国全体の秩序をもたらすための法一般だと理解できる。サン・ジュストは、国民のすべてが飢えることなく誇りをもち、徳を持ち、幸福に生きることが共和国存立の基盤であると考えている。共和国が国民一人一人に幸福をもたらさなければ、その存立自体も危ういものとなる。しかしながら、穀物の取引に関する法律を定め、強制的な規制を行うことによって国民一人一人の食糧が確

保できるとは考えてはいない。必要なことは、適切な経済政策によって価格の安定を図ることである。

サン＝ジュストは食糧問題をアシニア紙幣の発行によるインフレの問題としてとらえたが、ロベスピエールはこれを「権利」の問題としてとらえた。一月三日の草案に関する報告以来、経済政策をめぐる議論の中でも所有権の制限に言及される。経済的規制は当然その規制の対象たる穀物の所有権の性質を具体的に問題にせざるを得ない。一月三日のファールによる冒頭の報告でも次のように所有権の制限が問題にされる。

所有権は確かに神聖である。しかし、社会は所有権の行使を規制できる。それぞれの市民は全体の利益のために自らの所有権の若干を犠牲にすることが必要であり、結果、自分に残された部分を平穏に享受できるのである。共和国の安寧は食糧が不足するか豊かにあるかにかかっている。この関心に値する問題に関する法律に目を向けなくてはならない。

共和国全体の安寧秩序の維持と食糧問題とは密接な関わりを持っており、食糧を持っている者個人の自由は場合によっては全体の利益のために制限されなくてはならないのである。こうした所有権の制限という問題を「生存existenceの権利」として人権の基底に位置づけようとするのがロベスピエールの議論である。周知の発言であるが、以下ロベスピエールの議論を確認しておきたい。

ロベスピエールは、フランスの食糧はフランス全体の住民の必要に十分堪えられるだけの生産量があると考える。したがって、現在問題になっている食糧危機は人為的な原因がある。立憲議会以来の自由主義的政策は、ルイ一六世以来の政策を継承するもので何ら変化がない。問題の原因は、経済理論家が生活上の第一の必需品である食糧と通常の商品との区別をしていないこと、現在の政治的状況が危機的状況にあるにもかかわらず平時と同じように考えていることにある。おおむね以上のように論じて有名な生存権に関する発言となる。

商人が自分の蔵に、贅沢品や奢侈品を貯めておき、一番高い価格で売れる時を窺うことは結構である。しかし、同胞が傍らで飢えから死んでゆく時に、小麦の山を貯め込んでおく権利は誰も持っていない。

社会の第一の目的は何か。それは人の消滅することの無い諸権利を維持することである。この諸権利のうちの第一のものは何か。生存の権利である。

従って社会の第一の法は社会のすべての構成員に生存の手段を保障する法である。これ以外の法は、この第一の法に從属する。所有が制度化され保障されたのは、生存の手段を確実にするためにのみである。なによりもまず生きるためにこそ人々は財産を持つのである。所有が人間の生存の糧と対立するというのは誤っている。

人間に必要な食糧は命そのものと同じような神聖である。生存の維持にとつて不可欠なものはすべて社会全体の共通の所有物であり、個人の所有として商人の才覚に委ねられるのはその超過分だけである。同胞たちの命を犠牲にして行われる金もうけのための投機はすべて不正取引ですらなく、それは強盗行為であり兄弟殺しである。

この原則に従えば生存の糧に関する立法で解決すべき問題は何か。それは社会の構成員のすべてに、生存に必要な大地の果実の一部分を享受することを保障し、土地所有者や耕作者に彼らの勤労の対価を保障すること、超過部分を商業の自由¹⁴に委ねることである。

社会の第一の目的が人権保障であるとすれば、その人権の主体たる一人一人の人間の生存が保障されなくてはならないというのは、社会契約論からも帰結する考え方であり、そもそも所有は生存のために認められるのであって、所有のために生存が脅かされるというのは認められない。各人の生存のために必要な食糧に関しては社会全体の規制に服して当然であり、同胞市民の命を犠牲にして行われる投機的取引は犯罪である。この点に関するロベスピエールの論理は明快である。しかし、具体的な対策になるとロベスピエールの議論は、とくに目新しい指摘は見られな

いし、草案も示されることはない。そしてこのロベスピエールの発言は、「問題はわかった、対策を示せ！」という野次によって妨害され、最後には「ロベスピエールの草案を採決せよ」という嘲笑ともとれる野次にかき消され、中断してしまうのである。⁽¹⁵⁾

食糧問題を単に所有の制限の問題としてとらえるのではなく、さらに踏み込んでこれを「生存の権利」の問題として定式化しようとするロベスピエールの議論は、一月から二月にかけての食糧問題をめぐる議論のなかで突出している。経済政策にかんする議論が展開されているなかで、これを権利の問題として定式化した点はロベスピエールの見事な着想であったが、この権利を保障するための具体的な対策までを明確にできなかったことはまたロベスピエールの議論の限界をも示しているようにも思われる。⁽¹⁶⁾ 対策としては経済的な問題に焦点を絞ったサン＝ジュストの議論の方が現実味を帯びたものであったと言えるし、「生存の権利」の議論は、ロベスピエールの言うように「前提問題」ではあったとしても、食糧を確保するという現実的な課題を前にして具体策を提示するには不十分な議論でしかなかった。

ところで、ロベスピエールの「生存の権利」に類似の言葉として、この一二月のデクレをめぐる議論の中には出てこない「生存の糧 subsistence への権利」という言葉がある。これは立憲議会の救貧委員会の議論で提示され、その後立法議会の公的扶助委員会でも議論されるものである。これについてはすでにリアンクールを中心とした救貧委員会以来、詳細な議論が展開されており、一二月の食糧をめぐる議論に比較的近い時期でも、一七九三年一月九日のロランによる財政演説の中でも「生存の糧への権利」について言及され、次のように述べられる。

人は人生のすべての時期においてその生存の糧への権利を持つ。個人的な仕事的能力によって生存の糧を手に入れられない場合、国家がこれについて義務を持つ。そうならば、良き法律によって支配された国家は、病人や障害者、老人、

捨て子にたいする義務、そして健康だが、仕事や生きるすべのないすべての市民に対する義務を第一に置く。⁽¹⁷⁾

ロランの示す「生存の糧への権利」は、リアンクール以来の議論の延長上にあるもので、病人など働くことが不可能な者と健康ではあるが仕事がない者にたいしてのみ国家の義務が想定されている。これに対して、ロベスピエールの「生存権」はこうした限定はない。ロベスピエールの発言から権利内容を明確にすることは難しいが、議論の文脈から見れば働いている者も含めてその「生存」を保障するのが国家の役割であると考えられているように考えられ、ロランらの提示する「生存の糧への権利」に比べればはるかに広い範囲の保障につながる可能性を持っている。

翌一七九三年三月にボーの報告によって「公的扶助組織の全般的基礎にかんするデクレ」が採択されるが、このデクレをはじめとして国民公会の下で次々と定められていった諸々の扶助制度に関するデクレは、リアンクールの救貧委員会以来の議論を継承し、現実化してゆくものであったと言える。一方で、九三年の二月から新しい人権宣言についての議論が展開されるが、ここでも生存権的な議論が展開されている。次章では、ロベスピエールの議論との関連も意識しながら、ボーの報告とその周辺の問題を整理していきたい。

第二章 九三年三月——所有と公的扶助

九二年末から九三年はじめにかけて、アシニア紙幣の価値の下落や戦争を背景として物価の高騰は収まらなかった。二月にはアンラジェによる価格統制の要求があり、パリでも食糧暴動がおこり民衆による価格統制も行われる。二月末には三〇万人の徴兵を決定し、各地でこれを忌避する騒擾が発生し、西部ではヴァンデー地方の反乱が起こ

るなど、情勢は緊迫の度を増していた。このなかで、九三年三月一八日のいわゆる農地法禁止のデクレが所有秩序を確認する一方、三月一九日にはボーの報告によって公的扶助制度の基礎が定められる。これによって、立憲議会以来、一部のメンバーを中心に議論は熱心にされてきたが、現実のものとはならなかった公的扶助制度が、はじめて現実の制度として定められる第一歩が踏み出された。

第一節 三月一八日農地法禁止のデクレ

革命のはじめより、貧者に土地を分配し、生活の基盤たる土地の所有者の数を増やすことは、基本的な貧困対策であると考えられた。教会財産や亡命者財産の売却は、財政再建策であると同時に貧困対策としての一面も持っていた。八月の王権停止以後、共有地分割や亡命者財産の売却に際して、資産を持たない貧者への配慮が前面に出されるようになっていた。しかしながら、財産所有者を増加させ、貧困を解消させるということは、所有秩序を維持し、それを基盤として貧困を解消するということでもあり、土地を無償で再分配することまでは革命政府は容認していない。各地の食糧暴動などで価格公定が要求され、所有秩序が問い直され、個人的所有を否定する考え方も示され始めるなかで、あらためて所有秩序を確認するのが三月一八日の農地法禁止のデクレである。¹⁸⁾

このデクレは直接的には三月一五日にオルレアンで起こったレオナル・ブルドンをめぐる騒擾をきっかけとしており、亡命貴族や、ヴァンデー地方、ブルターニュ地方をはじめ共和国の各地で陰謀をたくらむ敵に対する治安対策の一環として提案されている。報告者であるバレールは、内外の危機的状況を前にして、議会のなかに大きな分裂が生じていることへの危機感を表明し、過去にはヴェールをかけて将来に向けて結束して対応することを求めるのである。そして、所有を否定しようとする者にたいする危惧を表明し緊急的な対策を求めていく。¹⁹⁾バレールは、カトリックの聖職者や亡命貴族たちが、策略を弄して所有秩序を否定し無政府状態を作り出し、それに乗じて反革

命的な運動から失った利を得ようとしているのだというのである。そして、はじめは山岳派の主導から議会全体が喝采するなかで、次の文言によって農地法禁止のデクレが採択される。²⁰⁾

国民公会は農地法その他、土地・商業・産業に関する所有をいかなるかたちでも転覆させようとする法を提案する者すべてに対して死刑を定める

このデクレによって、政府は所有の秩序を確認することによって革命政府の結束を図る。所有秩序に脅威を与える者はすべて革命の敵となるのである。しかし、所有秩序に預けられないまま貧困に追い込まれてきた人々に対して配慮を示すことで、彼らが反革命勢力に流れないようにすることも必要である。議会は、農地法禁止のデクレの採択に続いて、扶助制度、累進課税ほか社会政策全般について議論することで、財産所有に預けられない貧困層への関心・配慮を示そうとする。

しかしながら、市民諸君、故なき誹謗中傷をやめさせると同時に、あらゆる種類の所有を市民に保障する一方で、公的扶助制度を早急に作り上げることに関心を持つて取り組むということは良きことである。なぜならそれは社会の負債であるからだ。過去の体制によって永遠に貧窮のなかに閉じ込められてきた人間に囲まれた所有者が、この貧しい人々に所有を尊重させ、飢えから死にかけている人に余剰を持った人がなすべき扶助を拒否するとしたら、それは一体何事であるのか？公的扶助に堪える報告が準備されている。それが明日議題に上るよう要求する。(大喝采)²¹⁾

これによって、翌日ボアの「公的扶助制度全般に関するデクレ」に関する報告がなされ、公的扶助制度の基礎に

ついでデクレが定められることになる。これについてはまた後に見ることにするが、さらにこの後、バレールは、「わたしがここで求めていることは国民公会が一致して、公会を中心に国民の信頼を固めることである。われわれの努力はすべて敵に対する力を束ねて束桿を作るよう努めることである」と国民公会を中心とした国民の結束を求めつつ、累進課税を定めることを求めるデクレが「各市民が能力に応じて支えるべき負担の分配についてより正確な比例に達するために、動産であれ不動産であれ、財と富に応じた累進的税を確立すべし」として採択される⁽²²⁾。

さらに議論は、共有地分割や亡命者財産の売却におよぶ。バレールは、「無政府状態は我々の敵の重要な手段である。無政府状態を広げるために彼らは一部市民の所有者に対する怒りをあおっている。したがって、諸君はできる限り、所有者の数を増やすべく配慮することが必要なのである。なぜなら、人は土地に結びついた時に、それを守ろうとするからである」と論じ、土地所有者が増えれば、彼らは土地を守ろうとし、革命は小土地所有者の利益によつて確かなものとなると考える。バレールにとつては、土地所有者を増やすことは、貧困を解消すると同時に反革命勢力が作り上げようとしている無政府状態にたいする防波堤ともなるのである。これに続いて、カンボンから王領地や亡命者財産の売却についてのデクレを準備中であることが示され、バレールから「貧しい者、勤勉な農民を助けるのに役立てるために」亡命者財産などを使うための方策が提案され、これもまた喝采のなかで採択され、最後に「外国の金によつてのみ生き、我々の敵との関係を持ち、混乱や陰謀を引き起こす浮浪者を追放する」として、「外国人の浮浪者は共和国領土から追放される」ことが「あらゆる席からの大喝采」のなかで採択される⁽²³⁾。

三月一八日の国民公会では農地法禁止のデクレが採択される一方、いくつかの社会政策的なデクレも採択されたが、これはいずれも反革命勢力の陰謀による無政府状態を防ぐという明確な政治的目的を持って議論されている。いくつものデクレが議会の「大喝采」のなかで次々と採択され、議会議事録からも議会の熱狂的な雰囲気伝わってくる。危機的状況のなかで、所有の尊重という一点で反革命勢力に対して議会の結束を図り、さらには各種の社

会政策的な提案を行うことによって議會外の比較的貧しい層をふくめて革命への支持を取り付けようという政治的配慮は明らかである。そして、この翌日に革命がはじまって以来、議論だけはされてきたが具体化することのなかった公的扶助制度にかんする法が定められることになる。

第二節 三月一九日公的扶助の全般的基礎に関するデクレ

農地法禁止のデクレの翌日、三月一九日に、ボーの報告にもとづいて「公的扶助の新組織にかんするデクレ」が採択される。ボーは、このデクレの報告でまず、立法議會で一七九二年六月一三日におこなわれたベルナールの報告に言及する。立法議會においては、祖国は危機にあり、議會はすべての努力を国を救うことに傾注しており、人々を救うことは議題になっただけで、議論は延期されてきた。「しかし、今日、祖国は救われた。祖国は自由に運命づけられた。その至高の法律は、社会秩序であり、すべての者の幸福のために道徳と政治が協働することである。もし誰かがこの幸福の最初の影響を感じるべきであるとすれば、それはおそらく、これまで幸福を経験したことのない者であり、腐敗した政府の下でメデュサの首のような印象を与えるまなざしを持った不幸な市民であり、われわれの貧しい兄弟である。市民ベルナールによって彼らのために行われた報告は福祉と正義の至高の言語であった」。ここで、ボーは「祖国はすくわれた」と言うが、三月はじめにはヴァンデー地方の反乱が本格的になり、またベルギーの北部戦線で、革命軍は苦戦を強いられていた。しかし、この危機的な状況の中でこそ、これまでの体制の中で虐げられてきた不幸な市民、貧しい兄弟に手をさしのべなくてはならないのだと言うことは、前日からの議論からも明らかである。

そして、立憲議會の救貧委員会以来確認されてきた生存の糧 substance への権利が確認される。

永遠の理性は、われわれに義務の相互性が確立された社会において、すべての市民は健康であれば労働を通じて、また働くことができない場合には無償の扶助を通じて、生存の糧への権利を持つと言い、そのような援助は、不確定にならないよう、国家の負担でなくてはならないと言っている。⁽²⁶⁾

ここで「義務の相互性が確立された社会」というのは、扶助される側の労働の義務と、国家の側の扶助の義務との相互的な関係を言う。生存の糧への権利を主張するには、みずから労働の義務を果たしていることが必要なのであり、貧者が扶助を受けるためには、その貧者が社会に対して労働を提供していなければならないのである。この点については、立憲議会の救貧委員会報告においても立法議会の公的扶助委員会報告においても、一貫して論じられている点でもある。⁽²⁷⁾ また、ここで国家が負担すべき公的扶助に必要な資金は中央で統一して管理される。公的扶助制度が確立された暁には、ここまで国有化・売却の例外とされてきた救貧活動に当たる施療院等の財産の売却が進められることも確認されている。そして、この資金をどのような基準で分配するかという点も、立憲議会以来一つの重要な論点となってきたが、この正確な配分を定めることは極めて困難な課題でもある。ボーの提案では、納税者と非納税者の割合と、当該地域における一日の労賃を基準に計算するようになっていた。⁽²⁸⁾

そして、生存の糧への権利、義務の相互性、国による費用の集中的管理といった観点が確認された後、貧者が三つに分類される。

第一は、怠惰への抵抗しがたい性癖のために破廉恥にも浮浪者となる者であり、ときには窮乏の苦しみからしつこく人を脅かし、盗みや殺人、強盗などによって生活の糧を得ようとする者である。第二は、人間の本質に内在し、絶えず生じてくる原因による貧者である。彼らは、生存の糧を仕事によって得ているが、さまざまな事に左右され、幼年期、老

い、病など、生まれてから墓場に入るまであらゆる障害に悩まされる。最後に、第三の貧者は一時的局所的原因によるが、それでも永続的な原因による場合と同じようなやつかいな帰結をもたらすものである。たとえば、ある季節に地方で仕事が無くなったり、製造所が一時的に閉鎖されたり、自然災害によって一地方全体が惨禍に見舞われたような場合である。⁽²⁹⁾

こうした貧者の分類も、立憲議会以来の貧者の分類を踏襲している。働く意思があっても働くことができない「良き貧者」と、働けるにもかかわらず働く意思のない「悪しき貧者」があり、前者は働くことが不可能な貧者と働くことができる貧者とに分けられる。ボーの報告では、第一の貧者が「悪しき貧者」であり、第二、第三の貧者が「良き貧者」であり、そのうち第二の貧者が働くことが不可能な者、第三の貧者が働くことのできる者である。

働ける貧者に対する扶助は仕事を提供することが基本となるが、これも必要最小限である必要がある。社会は健康な貧者に対して労働を提供しなくてはならないが、これは、貧者が方策を尽くしても仕事を得ることができない場合に限られる。怠惰や将来への配慮が欠如していることを援助する必要は無く、社会が義務を負うのは現実に必要な部分だけである。しかも、貧者の働きは農業や商工業の繁栄に資するものでなければならぬ。伝統的なキリスト教を基礎として、施しが施しをする側の事情によって行われてきたために、現実に必要な援助に対して過不足が生じ、それがかえって怠惰を招き、国の富を減少させるという批判は、アンシャン・レژیム末以来繰り返されてきた批判である。ボーは、「放蕩や怠惰は、活動しないことだけにしか興味を持たず、結果、習俗の腐敗にしか関心を持たない。神を崇拜するのも、何もしない修道女によるよりも労働による方がはるかに良い」と述べる。貧者の援助は、正確にその必要を満たすものでなくてはならず、援助に過不足があると、かえって怠惰を招き習俗の墮落をもたらすという批判が、宗教への皮肉を込めて、ここでも繰り返されている。⁽³⁰⁾

また、仕事の提供とは別に働くことができない老人や子供への援助も必要である。子供に対する援助は、出産時に母親が亡くなる事を減らすための支援と組み合わせられ、また老人に対する援助に関連して、貧者に将来に向けての配慮をさせる手段として、公的な信用を基礎に、人間の生命の確率を基盤に計算された貯蓄機構の設立があわせて考えられている。そして、一時的な事故などによって働くことができなくなった場合の援助も含めて、親族や家を持たない者、また重病の病人などを除いて、可能な限り在宅援助の形で行うことが提案される。⁽³¹⁾ こうした方策も、アンシャン・レジーム末からの議論を継承するものである。貯蓄機構については、コンドルセが何度か提案しているものであるし、在宅援助を基本にするという点も、立憲議会以来の議論を継承している。また、単純に子供や老人を援助するのではなく、出産の危険性を除くための方策や将来への貯蓄を促す方策などを組み合わせることによって、扶助を受けるリスクを軽減することも考慮に入れられている。

失業者に対する仕事の提供と子供や老人・病人など働くことができない者への援助について論じた後、ボーは「社会の義務はここで終わり、ここから貧者の義務がはじまる」と言う。社会が援助する義務があるのは、働くことができない老人や子供であり、また働く意思はあっても仕事がない者に限られる。働くことができる者は働く義務があるのであり、この義務を果たさない者を社会は容認できないのである。

われわれは社会に他人の資源だけに頼って生きており、働くことが可能であるにもかかわらず働くことを拒否し、何も生産せずに消費し、自分が役に立たないことの重荷を社会に負わせ、働くことができないという理由から権利を持つ不幸な者の生存の糧を食い尽くすといった類の人間がいることを容認できない。連中は、生きてゆくため、自分で自分の食べ物を調達する力を使えば良いだけであるのに、哀れみに保護されることを好むのである。⁽³²⁾ こんな連中は社会に対して犯罪を犯しているものであり、連中の怠惰は厳しく罰せられねばならないのである。

このような働くことを拒否する浮浪者対策として、ボーはその取締施設と施しの禁止という二つの対策を提案する。まず第一は、かつての物乞い収容所とは異なる新しい抑止施設である。

この施設では労働が基礎となる。物乞いは、拘禁が長く続くことで、恥の感覚によって品位が落とされることを経験し、怠惰から回復する。処罰が繰り返されても矯正できず、何度収監されても無為の習慣にとらわれる者は、当然この何度も罪に陥ることをより効果的な手段でやめさせなければならないが、しかし、それは、徳への扉を開き、精神的にこの者を殺してしまうのではない。³³

ボーは、こうした取締施設を各県に設置し、物乞いを一定期間、ここに収容して働かせることで矯正しようとするのである (Art. 14)。

そして、第二に、公的な場での施しの禁止である。

公の場でパンや金銭を配ることをすべて禁止すること。もし、諸君が物乞いを望まないのなら、ほとんど常にまずい仕方で行われている援助によって物乞いを利することを禁止しなくてはならない。この福祉のまねごとを受けるのは慎み深い臆病な貧民ではない。人間的な者よりも、傲慢で処罰されない者がこの福祉のまねごとを奪いさってしまうのである。貧者の粗末な家に、すべての悲惨の中でも苦痛に満ちた光景の中にこそ、徳は密かに降りてくるのであり、哀れみをもってまなざしを向け、悲しみをもって耳を傾け、感動とともに慈悲の香油が注がれるのである。この真の欲求を救おうという崇高な性質こそ、われわれが良識を持ってこれを促進し導こうとしているのであり、公的な施しを禁止することでこれを変えようとしているのではない。個々人の福祉こそが、かくれた貧者を見つけ出し、法律が常に予測でき

る訳ではない個別の不幸を癒すことができるのであり、これを拒否しようというのではない。

公的な場所での無秩序な施しは禁止される。しかし、私的な寄付は全面的に禁止されるのではなく、公的に管理されることになる。自発的な寄付は、国からの配分額とまとめてカントンの援助の資金として管理されることになる (Art. 15-16)。私的な施しは禁止されるのではなく、いったんすべてこれを公的な資金と合算した上で、無秩序にならず、怠惰を誘発しない形で、正確に真の必要に対応した援助のために使おうとしているのである。³⁴⁾

この公的扶助の新制度に関するデクレは、貧困対策の基本法といったものであつて、具体的な制度化にはさらに詳細な立法が必要となる。こうした立法はこの後、山岳派独裁期に実現していくが、とりあえずこの時点での基本方針は、革命のはじめ以来の救貧政策の基本を踏襲するものであり、立憲議会の救貧委員会、立法議会の公的扶助委員会の議論をふまえて、それを立法化したものである。内容的には、労働を基準として、労働の意思がありかつ能力のあるものに対する対策、労働の能力のないものに対する対策、そして労働の意思のないものに対する対策が、それぞれ個別的に考えられている。「生存の糧への権利」といっても、働くことのできない老人や子供の援助を除けば、必ずしも具体的に保障されるものではない。ロベスピエールの「生存権」の議論に比べて、内容的にも相当に限定されるものであることは明らかである。この後、四月には人権宣言の議論の中で生存権の権利についての議論が展開される。次にこの点について見ておきたい。

第三章 九三年四月——人権と公的扶助

一七九三年二月一日、コンドルセを長とする憲法委員会は人権宣言と憲法の草案を発表した。³⁵⁾ 公的な扶助に関

しては、コンドルセの人権宣言草案第二四条で「公的扶助は社会の神聖な義務である。その範囲と適用については法律で定める。」と規定された。四月一七日にロムの報告に続いて、新しい人権宣言草案が提出され、人権宣言についての審議が本格化する。ロムの報告は、一七九二年一〇月一九日の議決や一七九三年二月一六日の議決において求められた諸々の憲法草案を検討する委員会の報告として行われているが、内容は概括的なもので個別草案に言及してはいない。報告は三部から成り、第一部が分析結果から明らかにされたことが概括的に整理され、第二部で一七八九年人権宣言の批判、第三部が新しい人権宣言草案となっている。もともとここで提出された草案はこの後の審議の基礎とはされず、実際に審議の基礎となったのはコンドルセ案を修正したバレールの案であるが、これについてはまた後に見ることになろう。

ロムの議論は冒頭で食糧問題が取り上げられる。草案の第一条でも「生命の維持、所有、自由、権利の平等」が社会における人権として列挙されている。まず第一に「生命の維持」が権利としてあげられ、所有、自由、平等よりも前に置かれている。そして、ロムに続いてアルマンの発言でも食糧問題や貧困の問題に触れられる。一七八九年の人権宣言に関する審議の中では、直接議論されることの無かった食糧問題や貧困の問題が、この時点では人権の問題として議論の対象となってくるのである。食糧流通にかんする問題については、一七九二年一月にいったん経済規制が解かれた後も、食糧の価格統制の要求は収まらず、一七九三年五月四日には小麦などの価格統制を導入するデクレが定められる。このデクレに関する審議は、ロム報告の約一週間後、四月二十五日から本格化しており、こうした政治情勢が議会内部にまで大きな影響を及ぼしていることは想像に難くない。

ロムの人権論は、生存の必要から説き起こされる。人間は自然の生産物の中に欲求と能力を持って生まれる。こうした能力が人に与えられるのは、さまざまな手段を用いて生存の糧を得、良き生活を送ることを可能にするためである。

この能力が人に与えられるのは、あらゆる手段を通して生きる糧と快適さを得るためである。能力を良き生活のために用いる権利に異議を申し立てることはできない。人は働く。労働の果実を自分の思うままに使う権利に異議申し立てをすることはできない。人は大きな社会の構成員である。主権者として命令をする一般意思の形成に向けて自らの意思を通じて協働する権利に異議を申し立てることはできない。自らの人格と財産に公的保護を求める権利もある。というのは、人は他人の人格や財産の安全について監視するのに力と時間を使う番人の一人であるからだ。人権は自己の保存と良き生活のために、自然から受け取った能力を使い、この能力を使って得たすべての物を使うことのできる資格である。この権利は、言葉の最も広い意味での所有権であり、人はそれを正義を破ることなく奪うことはできない。この権利は自然的であり、或いは社会的である。

自らの欲求を満たし、自己を維持するために所有が認められる。自然状態においては、人は個別的な手段に頼らざるを得ず、人権も個人的な手段に限定されるが、社会を構成することによって社会的な生活から得られる利益もまた享受することができる。人は、自分たちの能力を互いのために行使することを認め、自らの欲求を満たす手段を相互に保障しようとして社会を構成する。⁽³⁶⁾

同時にまた、人間には二種類の不平等が存在する。一つは、年齢など自然的な物で、もう一つは財産などの後天的な物である。そして、さまざまな不平等が容認できるまで縮減されることも社会を構成する目的となる。ここから貧困問題への取り組みが要請される。

貧者は、社会が豊かな者に要求する貢ぎ物の中に生活に必要な物を見いだす。われわれの制度はすべて、あらゆる者に少なくとも生きてゆくに必要な物を供給するよう努めねばならない。そうした時、初めて余剰が容認されるのである。

社会の構成員がすべて生きることができて初めて、余分な富を得ることが認められるのであり、貧者が生活の糧を得ることができない時にまで、余分な富を蓄えておくことは許されない。これによって大きな不平等が生じないようにし、相互に協力して社会を維持してゆくことが求められるのである。

よく組織された社会において、不平等は常にその制圧が求められ、人と人の間で、人間関係と物の享受を豊かにするためのサービスが継続して交わされてゆくのである。⁽³⁵⁾

ロムは、草案第一条で「人は生を受けた時に、すべて、生を維持する平等な権利を受ける」として、生命の維持を人権保障の根幹として上げる。この点は、ロベスピエールの生存権論を連想させるが、一二月のロベスピエールの議論が、生存の必要のための所有は社会の共同所有だとするのに対し、ロムの議論はむしろ、身体の所有を含めた所有を通して、自らの労働と財産によって個人の生存を維持するために、労働の果実と財産の所有を認める。ロムは草案第四条で、所有権を定義し、「自らの労働によって獲得されたものすべてがその財産を構成する。これについては生きている限り自由に使うことができ、その享受について明示的かつ自発的な同意無しに奪われることはない」と定める。ロムは、個人的所有を根幹に生命維持を考えている。しかし、その一方で、自己保存のために所有が認められるとすれば、自己保存に必要な限度を超える所有は、必ずしも保障されるわけではない。ここでも、ロムの議論は、厳密に生存の維持だけに所有を限定しているわけではなく、「自己の保存」に加えて「良き生活」を、「生存の糧」に加えて「快適さ」を、その目的としてあげる部分は、所有権を厳密に生存の維持だけに限定しない曖昧さが導入される。しかし、ここから貧しい者への一定の配慮が求められることは否定されない。余剰部分については、税として社会に供給され、それによって貧しい者への援助が行われる。こうした方策を通じて不平等を縮

減することはまた社会の目的の一つとなっているのである。

こうした現実的不平等の縮減という問題は続くアルマンの発言でも強調される。

政治的権利の平等を獲得した後、もつとも自然かつもつとも強い欲求は事実における平等への欲求である。さらに言えば、この事実における平等への欲求・希望が無ければ権利における平等は残酷な幻想でしかない。権利における平等が約束する欲びの代わりに、数多くの有益な市民たちをタンタロスの拷問にかけるだけである。³⁸

しかし、アルマンは続けて、「平等に関するわたしの原則は如何に厳格なものであると、わたしは社会秩序の一新を主張するのではないし、有無を言わさぬ所有の平等化を主張するのではない」と、現状の所有秩序を一挙に転倒させることは意図していないこともまた同時に強調する。「農地法」を主張することなく、財産分割を求めることなく事実における平等を実現するにはどうすればよいか。³⁹それは、所有や術策の濫用をやめ、財産所有者が貧者の食糧の不正取引をやめることである。「所有を尊重する必要があることは間違いないが、これまでの議会が誤ってきたことは「所有の尊重維持を宣言しながら、この権利の限界を画することをせず、冷淡な金持ちの貪欲な投機に人々を打ち捨てておいたことである。」³⁹国民公会は、ここまで公的扶助の基本について定め、四月五日にはダントンの提案によってパンの価格を賃労働者の賃金に比例して定めるデクレを定めていたが、⁴⁰こうした方策もアルマンにとっては十分なものではなかった。アルマンは、フランス全土で統一的に必需品価格を定める価格統制を提案する。⁴¹こうした提案によって、アルマンはこの時期の議会外の要求にも一定の配慮を示しながら、所有の尊重という原理と事実上の平等という要請との調和を図ろうとする。

したがって、アルマンの草案を見ると、こうした所有の規制という主張もそれほど過激なものではないことがわ

かる。アルマンは、自然状態では人間は事実上の平等を享受できないが、国家はこうした不平等から来る危険を除かねばならないということを人権宣言のなかで確認しようとする。

あらゆる政治的結びつきの目的はこの自然的不平等の危険と濫用を防止することである。それは、大地の果実・生産物への平等な権利を維持し、強者の抑圧から弱者を保護することによる。かくして、社会はすべての人がこれを維持することによって利益を得ることのできる良きこととなる。(第三条)

一七八九年の人権宣言ではすべての政治的結びつきの目的は人間の不滅の自然権の維持であり、それは自由・所有・安全・圧政への抵抗であるとされたが、アルマンの議論は平等な所有の確保と弱者保護に重点が置かれている。所有は、全体の利益のために認められるのであり、各人の任意的な使用に委ねられるわけではなく(第四条)、「全体の利益と国家の規制」に従うことになる(第五条)。そしてこうした規制は「一般意思」によって定められるが(第六条)、「社会やその構成員にとって害になることのみ」(第七条)を禁止できるのであり、「他者を害しないことをすることができ」(第一〇条)という自由と両立することになる。アルマンの草案ではまず平等に注目することによって所有の規制に言及し、これはしかし他者を害することを禁じるのだということと自由とも矛盾しないような理論立てになっている。アルマンの発言では、食料の価格統制も提案され、また草案の第二三条では公教育や扶助についても言及されるが、草案の文言からは、所有は全体の利益によって規制されとしながら、他人を害さないことということとでこの規制が正当化される。ここでの所有の性質は、必ずしも明確ではないが、最終的には他者を害さないということとで所有の法的規制が認められるとすれば、議論の中では貧者に対する配慮という点が強調されているが、理論的には一七八九年の人権宣言との差はそれほど大きくなく、強調点の置き所の微妙な違いし

かない。

ロムやアルマンの山岳派よりの、あるいはサン・キュロットよりの議論に対して、この後は、憲法を制定すべきか、先に人権宣言を制定するかという問題が議論になる。この憲法か人権宣言かという議論の中でイスナールは、貴族や旧聖職者といった反革命勢力とアナキストとの挟撃に遭っている状況の中で、「人は、平穩に自ら所有しているもの、合法的に獲得したものを享受するために社会に結合したのであり」、「所有に保障を与え、アナキストを撃退する憲法」の必要性を論じ、所有の保障の必要性を強調している。最終的にカンボンの提案によって、二月に提出された草案をもとにした憲法委員会草案を優先して議論を進めてゆくことになり、ロムやアルマンの提出した草案は退けられることになったが、しかしいづれにせよ、所有権保障については、議会内では大きな異論はなく広範なコンセンサスが存在している状況には、三月の農地法禁止のデクレ以来大きな変化は無い。

一方で、ロムやアルマンの提起する事実における平等という問題の重要性は増している。事後的な平等は完全な実現できないまでも、事実における不平等を放置することは新しく生まれた共和国の存立基盤をも脅かしかねないものでもあった。バレールは審議の冒頭で「われわれが成し遂げたのは自由の革命だけであった。平等の革命は、王冠の破片の下に発見して初めてこれを行ってきた⁽⁴²⁾」と言う。一七八九年人権宣言で認められた自由や権利の平等について、革命は大きな進歩を遂げた。新しい人権宣言では、自由のみならず平等に関して新たに発見されたものを取り入れなくてはならないのである。そして、第一条の審議では、「人間の自然的、市民的、政治的権利は自由、平等、安全、所有、社会的保障そして圧政への抵抗である」という案が提示されたのに対し、自然権を規定するか社会における人権を規定するのかわという問題が議論され、これに関連して、ラボ・サン・テチエンヌは「人間は自然状態において平等ではない。人間はその大きさや富、資源において不平等に生まれる。社会の大きな利点はこの不平等を改めることである。そして、実際、社会は政治的平等によって自然の不平等を改め、人間は力において

不平等であるからこそ、互いに結びつく必要を感じ、政治的平等によってすべての人の力を結びつけて専制君主や自然的不平等に対抗して、これを改めるのである」と、社会は自然的不平等を修正するために作られているのだと論じる。さらにヴェルニョーが、自由は他人を害さないすべてのことをすることにあるという定義は社会状態で当てはまるものであり、自然状態ではこうした自由の制限も無いのだと述べて、「社会における人権は、平等、自由、安全、所有、社会的保障そして圧政への抵抗である」という案を提示し、これが全会一致で採択された。ここでも自由の制限と事実における平等の実現ということが一つの重要な論点となっているのである。⁽¹⁹⁾

第一条の審議過程では、社会的権利についての人権宣言という点で一致したほか、自由と平等の位置が入れ替えられ、平等が人権の第一に置かれた。ここまでの審議過程では、すくなくとも社会は自然的な不平等から生じる問題を解決し、事実上の平等へ向けて努力をすることが求められるということが一つの論点になっているが、しかしながら、人権宣言において事実における平等を権利として定めるとい議論は提起されていないし、また所有の制限ということを人権宣言の問題として定めるといようなことも問題にはなっていない。四月一九日の審議では第二条以下が審議されたが、ここでは自由ではなくまず、平等に関する規定が審議される。第二条の原案は「平等は各人が同一の権利を享受することができることにある」とされ、権利の平等として議論されている。この定義にはロベスピエールも賛成して、この条文は原案通り採択された。⁽²⁰⁾

またこの後、自由に関する条文が審議された後、所有や商業活動などの自由に関する条文の審議が行われている。所有については「所有権とは、すべての人が自らの財産、資本、収入、才覚を思うままに使用する主人であるということにある」と定められ、また商業活動などについては「いかなる種類の労働、商業、耕作は禁止されない、あらゆる種類の生産物を作り、売り、輸送することができる」という原案が提示された。ここでは、ラボ＝サン＝テチエンヌやカンボンが人権宣言は原理的な権利の宣言であり、具体的な場面での諸々の規制には含みを残している

ことを確認しているが、経済規制や事実における平等などの問題は議論されないまま、審議は淡々と進み原案通り承認されている。⁽⁴⁵⁾ さらに四月二二日には「何人もその財産のいかなる部分も同意なしに、また公的な必要性が法的に確認され、明らかに要請されている場合に、正当で事前の保障なしに奪われることはない」という財産収用についての条文が審議されたが、これもまた若干の修正案が出されたものの、修正案はすべて退けられ原案通り採択されている。⁽⁴⁶⁾ 事実における平等という問題は、現実的な問題として大きな問題とはなっていたが、所有や商業活動などに関する条文の審議においても、これが問題とされることは無いまま、事実における平等という点は、人権宣言の問題、憲法的な問題として議論されてはいない。

同じ四月二二日には公的扶助に関する条文についても審議が行われ、若干の議論がされている。⁽⁴⁷⁾ ここでは、まず委員会からの原案として「公的扶助は社会の神聖な義務である。その範囲と実施については法律によって定められる」という条文が示された。これに対して、ウドーは「人間の自然的権利の第一は、自分の生まれた大地の生産物によって生きてゆく権利である」として、より詳細な規定を求める。

自分の必要以上のものを持っている人は、不必要な物を働いても生きるに十分な物を得られない同胞市民の生存の糧として出すべきだということを学ぶべき時である。

富を持った者は義務であることを単なる贈り物であると考えるのをやめるべきである。この義務は、社会がその財産に与えている保護を基礎づける基本的な条件であることを知るべきである。貧者は、他人の所有権を尊重し、自ら祖国に有益な者たることによって、彼も新しい社会で得るものがあることを学ぶべきだ。働くことによって、自分の生存も自由と同じように保障されることを知るべきだ。最後に、法律を愛し尊重する理由を理解し、貧者にとってもかくも好ましいアンシャン・レジームとはまったく異なる事物の秩序を全力で維持することによってどの利益があるかを理解すべ

きである。

三〇

私は第三三条に代えて以下の条項が採択されるべく提案する。

一、その労働によって生存のために十分な物を得ることのできない者は、自分の能力を社会へのサービスに用いるべく申し出るのと引き替えに、社会の扶助を求める権利を持つ。

社会は、扶助の提供と引き替えに、物乞いを禁止し、怠惰な人間を働くよう強制する権利を持つ。

二、公的扶助は子供や障害のある貧者に対する社会の義務であり、その範囲と実施については法律で定める。

ウドーの提案は、基本的には、公的扶助に関して、立憲議会以来、また直近では三月の法制定に関連して議論されてきたことを条文化しようとしている。ここでは、「生存の権利」や「生存の糧への権利」といった抽象的な権利という形の規定ではなく、各人の生存ということは基本的な権利であることを確認した上で、条文としては社会が自らの力で生きてゆけないものを援助する義務があることを明確にして、具体的な公的扶助に関する諸制度の基本原則を規定しておこうとするものである。他にも、貧者に対する社会の義務の曖昧さに対する懸念が表明されているが、総じて、論者の念頭に置いている内容は、働くことができない者に対して扶助を行うこと、働くことができる者に対しては自ら働く必要があるということについては、おおむねコンセンサスがあるように思われる。こうした点については、すでに三月のデクレで基本は定められており、特にそれと変わった点はないが、詳細な規定は人権宣言にはなじまないといった趣旨の発言があり、最終的には委員会提案通りの条文が採択された。そしてこれが採択された後、ロムは「すべて人は必要なものを労働あるいは扶助を通じて社会に対して求める権利を持つ」として権利を定めようと提案するが、これは一蹴され審議は次の条文に移った。

ここでロムの提案が顧みられなかった理由は必ずしも明らかではないが、自己保存ということが自然権の一つであるとしても、社会の中で各人の生存を保障するには一定の制度的な保障が必要となる。それにはさまざまな具体的で細かな問題を解決してゆく必要があるもので、一般的な形で社会の義務として規定できても、これを個人の権利として定式化することには抵抗がある。一定の場合に社会が公的な扶助を提供する義務を果たすということ、各人が生存の権利を主張し、具体策を求めるということは同じではない。前者を示す *substance* への権利については、立憲議会以来議論され、その内容も三月一八日のデクレによって法的にもその大枠は示されており、比較的広範な合意があり、これを念頭に社会の義務としての公的扶助について定められる。しかし、さらにそれを超えた内容を持つ可能性のある *existence* への権利を定めることはほとんど問題になっていないし、ロベスピエールもここまでの議論ではほとんど沈黙を守っていた。

しかし、人権宣言の議論が終了してから、ロベスピエールは改めて発言を求め、四月二四日に追加的条項についての議論を求める。⁽⁴⁸⁾ここでのロベスピエールの提案は、所有権の性格についての条文、推進課税についての条文、友愛の義務についての条文の三点である。まず、所有権について、ロベスピエールは、自由ですら他人の自由との衝突という限界が画されるのであるから、社会的制度たる所有について、その限界を明らかにしておくべきだとし、次の四条文を提案する。

第一条 所有は、市民それぞれが、法律によって各人に保障された部分の財産を享受し処分する権利である。

第二条 所有権はほかのすべての権利と同様、他人の権利を尊重する義務によって制限される。

第三条 所有権は我々の同胞の安全、自由、生存、所有を侵害することはできない。

第四条 この原理を侵害するあらゆる占有、あらゆる取引は不法かつ不道德である。

つぎに、累進課税に関して、次の条文を提案する。

自らの生存に必要な収入を超えない市民については、公的費用への貢献を免除される。その他のものは、それぞれの財産に応じて累進的に公的費用を負担する。

最後に友愛の義務についての条文が提案される。ここでは、相互扶助が問題とされるが、この相互扶助は、専制に対する永遠の同盟の基盤でもある。

第一条 すべての国の人間は兄弟であり、それぞれの人民は、その力に応じて同じ国の市民と同様相互に助け合わねばならない。

第二条 一つの国民を抑圧するものはすべての者の敵であると宣言される。

第三条 自由の進展を止め、人権を無効にするためにある人民に対して戦争を遂行する者は、すべての者から通常の敵としてではなく、反逆者たる殺人者、強盗として訴追される。

第四条 王、貴族、専制君主は誰であれ、人類たる大地の主権者に対して反逆し、自然たる世界の立法者に対して反逆した奴隷である。

ロベスピエールの発言は主に以上の三点を補足的条文として提案し、そのうえで、彼の人権宣言草案を提案する。この草案では、「その生存 *existence* を維持するための必要を満たす」権利が主要な権利として自由の前に置かれてくる (Art. 2)。所有権は、各人が法律によって各人に保障された財産の分け前を享受し自由に使う権利であるとす

る一方で(Art. 6)、他の権利と同様他者の権利を尊重するという限界が設定され(Art. 7)、同胞の安全、自由、生存、所有を侵害することはできず(Art. 8)、この原則を破る取引は違法であるとされる(Art. 9)。また、「社会は、その構成員すべてについて、労働を提供することによって、また働くことができない者については、生存の手段を保障することによって生きる糧 subsistence を提供する義務がある」という点も明文化される(Art. 10)。ここで義務を負うのは社会とされているが、次の条文では「必需品を欠く者に対する不可欠の扶助は余剰を所有している者の義務である。この義務を果たす方法は法律によって定められる」と規定され(Art. 11)、具体的な扶助の義務を負担するのは余剰を所有する者と表現される。さらに次の条文では、自らの必要を満たす以上の収入のない者は、公的な費用を負担することを免除され、それ以外の者は累進的に公的費用を負担する者とされ、累進課税が規定される(Art. 12)。⁴⁹⁾ existence は、所有のあり方や、経済政策、さらに subsistence の保障、累進課税といった総合的な方策によって維持されるものであり、逆に言えば、労働の提供または、必需品の提供による subsistence を保障する義務は、existence を維持する一つの手段として捉えられている。立憲議会以来議論されてきている subsistence への権利を重要な要素としながらも、より広い観念として existence の権利を提示しているのがロベスピエールの議論の特徴であると言うことはできよう。

ロベスピエールの提案は特に議論されることもなく、印刷に付すことだけが決められた。その発言は、これによって人権宣言に具体的な修正を加えるよりも、むしろ第三の友愛のアピールに明確なように、こうした提案を通じて革命の敵を明確にし、市民の間での政治的な結束を訴える点に重点がおかれているように思われる。この時期には小麦などの価格統制に関する議論が始まっている。ロベスピエールの発言の直前の四月一八日にはバリから価格統制を求める請願も出されているが、この請願でも所有権の問題や反革命への懸念が表明されており、ロベスピエールの議論とも呼応している。最高価格令については、一八日以降農業・商業合同委員会で議論されたのち、二五日

から本格的に国民公会での審議に入っている。⁽⁵⁰⁾ ロベスピエールが、人権宣言テキストの具体的な修正に必ずしもつながらない発言をしている意図は必ずしも明確ではないが、所有の制限や政治的な結束を求める議論を展開することによって、こうした最高価格令を求める動きを側面から支えようとしたものであるということも十分考えられる。

この後は、議論は憲法の審議に移っていく。六月初めに山岳派はジロンド派の中心人物を議会から追放することに成功し、政治的な実権を握る。その後で、四月に審議された人権宣言を一括して修正し、六月に改めて山岳派の人権宣言を定めるが、このときには個々の条文についての審議は行われていないので、それぞれの修正点についての考え方の詳細を明らかにすることは難しい。ジロンド人権宣言で「公的扶助は社会の神聖な義務である。その範囲・実施については法律によって定められる」と規定された公的扶助に関する条文は、後段がより詳細になり次のように定められる。

公的扶助は社会の神聖な義務である。社会は不幸な市民が生存の糧を手に入れるようにしなければならないが、それは労働を提供することによって、あるいは労働のできる状態にないものに対しては、生存手段を保障することによらなければならない。

後段がより詳細に規定され、「社会」の義務の内容がより明確にされたという点は、ジロンド派人権宣言とは異なった点だということは言えるが、しかし、その内容については、すでに立憲議会の救貧委員会以来繰り返し議論されてきたことである。つまり、人は労働によって生きてゆくべきであり、働くことが出来る者に対しては仕事を提供することによってその生存を保障し、働くことが出来ない者に対してのみ、基本的な衣食住にかかわる直接的な援助を行うということの確認である。とくにこの山岳派の人権宣言だけが、公的扶助に関してこれまでの議論と

は異なった特別な内容を持っているわけではない。

小 括

ここまで見てきたように、一七九二年末から土地配分や経済統制をめぐる議論が高まるとともに、生存の権利や具体的な生存保障のあり方をめぐる議論もまたいつそう活発になってくる。一七九三年三月一九日法は公的扶助制度の基本的な骨格を定める法として、立憲議会以来議論されてきた公的扶助制度を具体化するために定められた法として最初のものである。また、一七九三年人権宣言に公的扶助に関する規定が置かれたことは、一七八九年の人権宣言とは異なる大きな特徴であることも否定できない。しかし、その具体的な内容については、立憲議会でロシュ・フリー・リアンクールを中心として活動し、詳細な報告を数々残した救貧委員会の議論と大きな差があるわけではないこともまた確認しておかなければならない。一七九三年四月のジロンド派人権宣言と六月の山岳派人権宣言では、山岳派人権宣言の後段で社会が公的扶助という義務を果たすためのより具体的な方策が規定されているが、これもまたリアンクール以来の議論で確認されてきたことと変わりはない。制度についての基本的な考え方としては、立憲議会に報告された救貧委員会が提示した考え方が踏襲されているのである。

こうした議論の基本的な流れと比べると、ロベスピエールの発言は突出した感は否定できない。一七九二年二月の生存権をめぐる議論は経済政策をめぐる議論の中で出されており、統制経済の前提として所有を制限することを生存の権利という点から説き起こす議論であるが、その内容については必ずしも明確ではなく、発言は途中でさえぎられてしまう。また、人権宣言草案として条文の形をとった四月の議論では、*existence*と*subsistence*との関係はやや明確になっている。*existence*を維持することを基本的な権利とし、所有を制限することで生存を確保する

ための経済政策に関する議論に、substanceを提供する義務や累進課税を求める議論を展開し、比較的貧しい者の要求に応えると同時に、友愛の議論を通じて政治的な結束を訴えるものである。ロベスピエールの生存権論は一二月の議論も四月の議論とともに、まずは経済政策をめぐる議論として考えることができる。だが、その内容は、すべての人の生存の保障を権利として定めようという点は明らかであるにしても、具体的にどのような保障を考えているのかという点では、さまざまな可能性を含みうるもので、そのためにexistenceの権利は明確な内容を持った権利であるとは言いがたい。こうした内容の不明確さは、この権利を条文として組み込むことを難しくした一因となったのではないかとも思われるが、一方で、明確さを欠くことによって、政治的なアピールとしてはかえって力を持ち得たのかもしれない。

いずれにせよ、ロベスピエールを中心とした山岳派は、バリのサン・キュロットの支持を背景に実権を握り、山岳派の国民公会は、より貧しい者にも配分可能な形で土地の再配分策や、物資全般の価格統制、労働者の給与の統制などの経済政策に踏み込み、実質的な平等に配慮した政策を展開するとともに、具体的な公的扶助制度を定めてゆく。立憲議会以来の議論が、ようやくここにいたって実現し始め、政府は、アンシャン・レジームの教会を中心とした救貧制度に取って代わる革命の扶助制度を構築してゆくとするのである。だがその一方で、強権的な恐怖政治の下で暴力が爆発するのまたこの時期でもある。第四章以下では、こうした山岳派国民公会の扶助策とその後の展開を検討してゆきたい。

(1) 革命期の公的扶助制度については、波多野敏「二七八九年の人権宣言と扶助の権利(一)」、(二)・完」島太法学四八卷三号、二〇〇四年、四九一―八六頁、四号、二〇〇五年、一五七―一九二頁；波多野敏「フランス革命における公的扶助理論の形成(一)」、(二)・完」岡山大学法学会雑誌、第五六卷三・四号、二〇〇七年、一四七―一八五頁、第五七卷一号、二〇〇七年、

- 四一―九四頁：波多野敏「所有・労働・扶助——フランス革命期における生存の手段」岡山大学法学会雑誌、第五九卷三・四号、一七三―二二三頁をも論じている。革命期の公的扶助に関する諸研究については、あらためて簡単に列挙しておく。まず古典的研究として、Leon LALLEMAND, *La révolution et les pauvres*, Alphonse Picard et fils, Paris, 1898; Ferdinand DREYFUS, *L'Assistance sous la Législative et la Convention (1791-1795)*, Société nouvelle de librairie et d'édition, Paris, 1905; Michel BOUCHET, *L'assistance publique en France pendant la Révolution*, Imprimerie Henri Joue, Paris, 1908 など。革命前からのより長期的な制度の変遷については、Louis PARTURIER, *L'assistance à Paris sous l'Ancien Régime et pendant la Révolution*, Megaritis Reprints, Genève (Réimpression de l'édition de Paris, 1897), s.d.; Camille BLOCH, *L'assistance et l'Etat en France à la veille de la Révolution: Généralités de Paris, Rouen, Alençon, Orléans, Châlons, Soissons, Amiens (1764-1790)*, Slatkine-Megaritis Reprint, Genève (Réimpression de l'édition de Paris, 1908), 1974 など。より近年の研究として、Jean IMBERT (dir.), *La protection social sous la Révolution française*, Association pour l'étude de l'histoire de la sécurité sociale, Paris, 1980; Gilles REVELLES, *Du mendiant au prolétaire: pauvres, droit et débat politique en France de la fin du XVIIIe siècle à l'aube de l'ère industrielle*, Atelier national de reproduction des thèses, 2003 を参照。このほか、Alan FORREST, *The French Revolution and the Poor*, Basil Blackwell, Oxford, 1981; François EWALD, *L'Etat providence*, Grasset, Paris, 1986, Livre premier: Catherine DUPRAT, *Pour l'amour de l'humanité: le temps des philanthropes*, Edition du comité des travaux historiques et scientifiques, Paris, 1993; Giovanna PROCACCI, *Gouverner la misère: La question sociale en France 1789-1848*, Seuil, Paris, 1993; Robert CASTEL, *Les métamorphoses de la question sociale: Une chronique du salariat*, Gallimard (Folio essais), 1999 (1er éd., Fayard, 1995), ch. 5 なども有益である。比較的最近の邦語文献としては、林信明『フランス社会事業史研究——慈善から博愛へ、友愛から社会連帯へ』(ミネルヴァ書房、一九九九年、帳山昌一「フランス革命初期の救貧政策における社会的『排除』——『歴史知』的視点からの一考察」石塚正英編『歴史知の想像力：通時的・共時的に他所とどう関わるか』理想社、二〇〇七年、一五七―一九九ページ、帳山昌一「フランス革命期における救貧政策と人民主権——研究の現状と課題——」『北大史学』四六巻、二〇〇六年、一三三―一三八ページなどがある。なお、公的扶助制度に限らず、革命期の諸制度については、Jacques GODECHOT, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, Paris, P. U. F., 1951 を参照。
- (2) 例として、Jean-Pierre Gross, *Fair Shares for All: Jacobin Egalitarianism in Practice*, Cambridge Univ. Pr., 1997 を参照。
- (3) 遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエー フランス革命の世界史的位罫』東京大学出版会、一九八六年では、ロベスピエールの生存権論(existenceの権利)にドリヴィエーとの遭遇が影響していることを、迫力ある議論で提示している。また、『Florence

GAUTHIER, *Triomphe et mort du droit naturel en Révolution: 1789-1797-1802*, PUF, Paris, 1992 は、一七九二年八月以後、民衆の民主的運動が自らの自然権を守るために生存権概念を發明したと指摘しており (p. 97)、生存権概念の民衆的起源を指摘すると同時に、これが九二年八月の革命以降の産物であることを示している。九三年前後の生存権をめぐる議論に当時の政治状況が影響していることは間違いないだろうが、ここで問題としたいのはその内容であり、また現実に立法化されていく公的扶助制度との関連である。扶助制度については、革命が始まってから立憲議会や立法議会でも詳細な議論が展開されてきた。そこでは subsistance への権利を基盤に、公的扶助制度の構想が議論されてきた。本稿では、九三年前後に展開される生存権的な議論や、また立法化された公的扶助制度が、立憲議会以来の議論や、またロベスピエールの議論などどのような関連を持ちあっているかは持たないのか、八九年以来の議論と九三年前後の議論に違いがあるところがあるのか否かといった点を考えてゆくことになる。また、ロベスピエールは existence の権利について語っているのに対し、それ以外の論者はおおむね subsistance の権利について論じている。この二つの言葉に意味の違いを読み取っているのは Jean JAURES, *Histoire socialiste (1789-1900)*, J. Rouff, Paris, 1901, t. 2, pp. 1112-1114 など。JAURES は、existence の権利が「個人の個性にあるすべての力の保護と発展」の保障を意味しているのに対し、subsistance の権利は「栄養をとるという機能」に限定された保障であるとする。

- (4) * 16 = 17 septembre 1792. - Décret qui défend aux commissaires du pouvoir exécutif et aux corps administratifs de disposer des grains et farines des magasins nationaux * in J. B. DUVERGIER, *Collection complète des lois, décrets, et avis du Conseil-d'Etat*, Paris, 1824, t. 4, pp. 531-532. 恐怖政治の時期を中心とした経済政策について、Albert MATHIEZ, *La vie chère et le mouvement social sous la Terreur*, Payot, Paris, 1927 のほか、比較的近年の研究として A. FACCARELLO ET PH. STEINER (dir.), *La pensée économique pendant la Révolution française*, Presses universitaires de Grenoble, 1990 ; *État, finances et économie pendant la Révolution française : Colloque tenu à Bercy les 12, 13, 14 octobre 1989 à l'occasion du Bicentenaire de la Révolution française*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, imprimerie nationale, Paris, 1991 ; Judith A. MILLER, *Mastering the Market : The State and the Grain Trade in Northern France, 1700-1860*, Cambridge University Press, 1999 ; フランソワ・フルレ (石井三記訳) 「最高価格」 フランソワ・フルレ／モナ・ホーフ編『フランス革命事典 四 制度』みすず書房、一九九九、二二二―二四二ページなども参照。
- (5) *Archives parlementaires de 1787 à 1860, recueil complet des débats législatifs & politiques des chambres françaises, première série (1787 à 1799)*, Paris, 1897 (Kraus Reprint, 1969), tome 53, pp. 130-132.
- (6) * 8 = 10 décembre 1792. - Décret relatif à la libre circulation des grains, farines et légumes secs, dans l'entendue du

territoire français » in DUVERGIER, *Collection*, t. 5, p. 90 ; この間の議論については *Archives parlementaires*, t. 53-54 の該当箇所を参照。なお、この部会に分かれることについては t. 54, p. 668 の注では、一月三日の決定となっているが、これは一月三日の誤りである。一月三日の決定については t. 54, p. 61 に記載されている。

(7) CONDORCET, "Réflexions sur le commerce des bleds (1776)," in *Oeuvres de Condorcet*, publiées par A. Condorcet O'Connor et M.F. Arago, Paris, Firmin Didot Frère Libraires, t. 11, pp. 99-252.

(8) *Archives parlementaires*, t. 53, pp. 662-666.

(9) *Ibid.*, p. 663.

(10) *Ibid.*, p. 665.

(11) *Ibid.*, p. 666.

(12) *Ibid.*, p. 662.

(13) *Ibid.*, p. 663.

(14) *Ibid.*, t. 54, pp. 45-46.

(15) *Ibid.*, t. 54, pp. 46-47.

(16) ロベスピエールの議論も、「生存の権利」という定式を除けば、基本的には穀物の自由な流通を確保することによってすべての人に必要な食糧を行き渡らせるというのがその主張である。現在の混乱の原因として取引が秘密裏に行われていること、歯止めのない自由が認められていること、犯罪的な取引をしても処罰されないことがはつきりとしていることがあげられ、現在のシステムは反社会的であるとの非難が投げつけられる。さらに、ロベスピエールは、外国からの策謀の影響を受けないように、民衆の必要を満たし、恐れを沈め、貴族の策動をくいとめなくてはならず、そのためにも対策が必要であると言ふ。そして、貴族や富裕者・財産所有者と弱き民衆との対比を強調し、秩序の源は正義であり、公的安寧を保障するものは市民の幸福である、国を引き裂いているのは、原理原則に対する偏見であり、全体利益に対する利己心であり、弱き者の欲求と権利に対する強き者の傲慢と欲情であるとの対立を強調する。しかし結局の所「生存の権利」を実現するための具体策については論じられないまま発言は中断される。

(17) *Ibid.*, t. 56, p. 645.

(18) 革命期の国有財産売却策を中心とした土地政策については、Philippe SAGNAC, *La législation civile de la Révolution Française (1789-1804)*, réimpression de l'édition de Paris 1898, Verlag Delev Auvermann KG, 1971, pp. 169-190; Marcel MARION, *La vente des biens nationaux pendant la Révolution avec étude spéciale des ventes dans les départements de la*

Gironde et du Cher, Paris, Honoré Champion, 1908. George LEFEBVRE, *Questions agraires au temps de la Terreur*, Paris, Éditions de C. T. H. S., 1989. Jacques GODECHOT, *Les institutions de la France op. cit.*, pp. 197-202, pp. 403-408, pp. 518-520. Jean-Philippe LÉVY, André CASTARDO, *Histoire du droit civil*, Paris, Dalloz, 2002, pp. 439-441. 高橋幸八郎『市民革命の構造』お茶の水書房、一九五〇年。特に第三章「河野健二」「土地改革」桑原武夫編『フランス革命の研究』岩波書店、一九五九。ルイ・ベルジュロン(森岡邦泰訳)『国有財産』フランソワ・フュレ／モナ・オズーフ編『フランス革命事典4 制度』みすず書房、一九九九年。二一七―二二〇頁などを参照。また、これ以外に「農地法」について土地配分策との関連で論じているものとして cf. R. B. ROSE, "The 'Red Scare' of the 1790s: The French Revolution and the 'Agrarian Law'." *Past & Present*, no. 103, May, 1984, pp. 113-130. P. M. JONES, "The 'Agrarian Law': Schemes for Land Redistribution during the French Revolution," *Past & Present*, no. 133, November 1991, pp. 96-133. Jean-Pierre HIRSCH, "Terror and Property," in Keith Michael Baker (ed.), *The Terror: The French Revolution and the creation of modern political culture vol. 4*, New York: Pergamon Press, 1994。革命期の財産権をめぐる議論全般については、田村理『フランス革命と財産権』創文社、一九九七年を参照。

(19) *Archives parlementaires*, t. 60, pp. 290-292.

(20) この時期、ヴァンデーではカトリック王党軍が都市を襲撃しており、国王を処刑したフランスに対してヨーロッパ諸国は包囲網を敷き始めている。亡命貴族も、周辺諸国と結託して反革命の動きを示している。バレールの発言のなかには、こうした反革命勢力の陰謀に対する危惧を読み取ることができよう。やや長くなるが、議会議事録に記載された発言の後半部分を訳出しておく。

「各県を悩ませる不安・懸念材料としてあえて発せられる財産所有に対する否定的言辞がある。各県に対して、土地であれ産業上のものであれ、財産に対するいかなる侵害も容認してはならないというべきである(大喝采)。彼岸について語りながらこの世の財産しか評価しない聖職者たちは、自分たちが享受してきた破廉恥な富が剥奪されるのに激怒して、豊かな財産所有者を裸にすることを望んでいる。彼らが言うには、革命は自分たちのために行われたのではないと、そこで、あらゆる財産を転覆させてしまうよう説教する。亡命者の親族たちは、われわれの家族は裸にされた、だから他の家族も裸にしろ、と言う。なぜならば、この無政府状態のなかでのみ、彼らの求める復讐を遂げることができ、あるいは、自分たちが失った財産と哀惜する慰みものを取り戻してくれる専制を見いだすことができるのである。したがって、あなた方は財産について率直かつ厳粛な宣言をしなくてはならない。この宣言が、あれやこれやの策略を無に帰し、あらゆる危惧を一掃する。そして、そのときあなた方は、あなた方の仲間を、犯罪的な誇張でもって糾弾することがなくなり、必要とあらば、あなた方は皆、愛国心を強調

することができる。われわれは、平時にあるのではないことを肝に銘じておかねばならない。

カトーはローマが動揺するなかで平時のために作られた法にしか従おうとしなかった。彼は革命家ではなかった。キケロは彼に答えて言った。「カトーよ、おまえの徳とおまえの賢さはわれわれが平時にいるのではないことを忘れさせている。船が嵐で沈みそうになっている時には人はできることは何でもして助かろうとするものだ。」かくしてあなた方は、中途半端な手段はおいておかねばならない。あなた方に、革命状況にあると言うことを宣言せねばならない。この方策をとらねば、われわれは敗れてしまう。(新たな喝采)

もし農地法について語っている者が、自分の言っていることのわからない、理性を失った者だと考えられなければ、この状況にしばしば用いられる方策について語るようになる。それは、あらゆる社会秩序を転覆させる、実行不可能な法律を説き、あらゆる産業の資源を破壊し、産業によって豊かになることができると考えている者に破滅をもたらす、そのような者に極刑をもたらすことである。わたしの提案は、……

(山岳派の)多くのメンバー、そしてその後議会全体…死刑!

マラー…これほど感動的なデクレはない

バレール…確かに、もし国民公会の名譽となり、祖国を救うために、早すぎる動きはないとしても、実際それが起こっているのだ。もし、王国の再建という者に対して、同じような喝采で死刑を定めたならば、社会の転覆を予防することが問題となっている時、その感情の力は同じ熱狂を生み出すだろう。そうだ、諸君は公的安寧のための偉大な方法を見いだしたと考える。

この方法は、市民の危惧を当面しずめるであろう。国民の富を増やし、諸君の敵に対する戦いの資源を倍増させるだろう。諸君がいなくなれば、共和国は基礎とするのは国民の財産だけである。もし諸君が財産所有者を保障できなければ如何にして国民の財産を売ることができようか。もし国民の大地に資本をもたらすべく約束できなければ、いかにして諸君は富と共和国の運命を結びつけることができるか。わたしは農地法を提案する者に死刑を提案する。

(国民公会全体が起立して新たな喝采) (Ibid., t. 60, p. 292)

(21) Ibid., p. 292.

(22) Ibid., pp. 292-293.

(23) Ibid., pp. 293-294.

(24) ボーの報告については、Archives parlementaires, t. 60, pp. 322-328. また、Duvergierも参照。デクレの全文は、林信明『フランス社会事業史研究』三五五—三五六頁に訳されている。

(25) Ibid., pp. 322.

- (26) *Ibid.*, pp. 323, 325.
- (27) この点についての立憲議会と立法議会における議論については、波多野「フランス革命における公的扶助理論の形成(二)・完」六三・七〇頁を参照。
- (28) *Archives parlementaires*, t. 60, pp. 323, 325.
- (29) *Ibid.*, pp. 323.
- (30) *Ibid.*: たゞせば、チュルゴの伝統的な宗教的施しに対する経済学的観点からの批判については、波多野「一七八九年人権宣言と扶助の権利(二)」五五―五七頁。
- (31) *Archives parlementaires*, t. 60, p. 324.
- (32) *Ibid.*, p. 324.
- (33) *Ibid.*, p. 325.
- (34) *Ibid.*.
- (35) 九三年憲法全般については辻村みよ子『フランス革命の憲法原理』日本評論社、一九八九・九三年人権宣言をめぐる議論やなぐさの草案について Lucien JAUME, *Les déclarations des droits de l'homme, 1789: 1793-1848-1946*, GF Flammarion, Paris, 1989 を参照。
- (36) *Archives parlementaires*, t. 62, p. 264. 「生命」への配慮は、ロムの草案ではじめて言及されるのではなく、八九年の草案にも自己保存などに言及するものもある。社会契約論からすれば、各人の自己保存を確保することが国の重要な役割となり、こうした自己保存について人権宣言で言及されることもあって然るべきで、ロム草案特有のことではない。八九年の草案については Stéphane RIALS, *La déclaration des droits de l'homme et du citoyen* Hachette, Paris, 1988; Christine FAURE, *Les déclarations des droits de l'homme de 1789*, Payot, Paris, 1992 など参照。生命の維持、自己保存の権利等に言及するものについては第六部会案、ラボー・サン＝テチエンスの案などがある。
- (37) *Archives parlementaires*, p. 265.
- (38) *Ibid.*, p. 271.
- (39) *Ibid.*, p. 272.
- (40) * 5 = 7 avril 1793. - Décret portant qu'il sera accordé des fonds aux sections de la France où le prix des graines ne se trouvera plus dans une juste proportion avec le salaire des ouvriers * in DUVERGIER, *Collection*, t. 5, p. 297; *Archives parlementaires*, t. 61, p. 347.

- (41) *Archives parlementaires*, t. 62, p. 273.
- (42) *Ibid.*, p. 279.
- (43) *Ibid.*, pp. 279-281.
- (44) *Ibid.*, p. 705. 審議の冒頭にバレールによって第一条が読み上げられているが、これは「人間の自然的、市民的、政治的権利は平等、自由、安全、所有、社会的保障そして王政への抵抗である」となっており、原案からは自由と平等が入れ替わっただけの形になっているが、四月一七日の審議では、本文で述べたようにヴェルニョーの案が採択されている。ここで「自然的、市民的、政治的権利」という表現が再び現れているのは一七日の審議経過からも不自然であり誤りではないかと思われるが、決定的なことは不明である。
- (45) *Ibid.*, p. 711.
- (46) *Ibid.*, t. 63, p. 107.
- (47) *Ibid.*, pp. 110-111.
- (48) *Ibid.*, pp. 197-200.
- (49) *Ibid.*, t. 62, p. 621, 777.
- (50) *Ibid.*, t. 63, pp. 314-

(未完)

(付記) 本稿の執筆にあたっては科学研究費補助金基盤研究C(課題番号二〇五三〇〇〇九)の助成を受けている。記して謝意を表したい。